

# 平成 28 年度地方公営企業関係主要施策

平成 28 年 1 月  
総務省自治財政局

## 1 平成 28 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（通常収支分）

### (1) 公営企業繰出金

平成 28 年度の地方財政対策において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 2 兆 5,100 億円程度（前年度の 2 兆 5,397 億円に比べ約 1.0%の減）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は 1 兆 5,900 億円程度（前年度の 1 兆 6,247 億円に比べ約 2.1%の減）となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 4,900 億円程度（対前年度比約 1.9%の減）、病院事業 7,300 億円程度（対前年度比約 1.0%の増）、上水道事業 900 億円程度（対前年度比約 7.1%の増）、交通事業 700 億円程度（対前年度比約 6.8%の減）等となっている。

平成 28 年度の新規施策等としては、経営戦略の策定や簡易水道の統合推進に対する措置等があり、所要の地方財政措置を講じることとしている。

### (2) 地方債計画

#### ① 公営企業債の所要額の確保

平成 28 年度における地方公営企業に対する地方債措置については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

平成 28 年度の地方債計画の総額は 11 兆 2,082 億円で、対前年度比 7,160 億円、6.0%の減となっており、このうち公営企業債の合計額は 2 兆 4,270 億円で、対前年度比 848 億円、3.4%の減となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 1,597 億円（対前年度比 5.6%の増）、水道

事業4,473億円(対前年度比3.2%の増)、病院事業・介護サービス事業4,434億円(対前年度比7.7%の増)、交通事業1,654億円(対前年度比7.4%の減)等となっている。

## ② 公営企業債資金の確保

公営企業債分2兆4,270億円の資金内訳は、財政融資資金7,270億円(対前年度比76億円、1.1%の増、構成比29.9%)、地方公共団体金融機構資金7,563億円(対前年度比62億円、0.8%の減、構成比31.2%)、民間等資金9,437億円(対前年度比862億円、8.4%の減、構成比38.9%)となっている。

## 2 新規施策等の概要

### (1) 政策課題に対する取組等

#### ① 経営戦略の策定等に要する経費に係る財政措置 【別紙1】

公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、経営戦略の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、自団体での取組のみならず、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、広域化に係る調査・検討に要する経費について重点的に支援することとしている。

併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、公営企業の経営支援に係る地方交付税措置を講じることとしている。

#### ② 簡易水道事業の統合推進(激変緩和措置) 【別紙2】

水道事業については、簡易水道事業の統合を推進するため、高料金対策及び簡易水道の建設改良に係る地方財政措置について、統合後の激変緩和措置を講じることとしている。

③ 資本費平準化債の見直し

【別紙 3】

地方公営企業法を適用していない下水道事業に係る資本費平準化債の発行可能額を適切に算定するため、減価償却費相当額について、資産毎の平均耐用年数を用いて算定する方法に改めるとともに、所要の経過措置を講じることとしている。

④ 公立病院改革の推進

【別紙 4】

病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月総務省自治財政局長通知）に基づき、新公立病院改革プランの策定及びその着実な実施を推進するため、プラン策定経費、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について引き続き地方財政措置を講じるほか、特別交付税措置について所要の見直しを行うこととしている。

(2) 臨時的な対応

① 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成 28 年度水道事業債振替額

8 4 億円

② 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成 28 年度下水道事業債振替額

2 2 1 億円

### 3 平成 28 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（東日本大震災分）

#### (1) 公営企業繰出金

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、当該繰出金についてはその全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は 95%）を震災復興特別交付税により措置している。

#### (2) 地方債計画

##### ① 公営企業債の所要額の確保

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要額を確保している。

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 382 億円となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 49 億円となっている。

事業別には、下水道事業 22 億円、市場事業・と畜場事業 4 億円、水道事業 1 億円等となっている。

##### ② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 49 億円の資金内訳は、財政融資資金 25 億円、地方公共団体金融機構資金 24 億円となっている。

##### ③ 被災施設借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できる。

なお、地方債計画に被災施設借換債 4 億円を計上している。

## 経営戦略の策定等に要する経費に係る財政措置について

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、「経営戦略の策定」に要する経費について、地方交付税措置を講じる。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、自団体での取組のみならず、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、広域化に係る調査・検討に要する経費について重点的に支援する。
- 併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、「公営企業経営支援」に係る財政措置を講じる。

### 【1】経営戦略の策定支援に係る地方交付税措置

#### 1. 対象事業

全ての公営企業（病院事業を除く）

#### 2. 対象経費

経営戦略の策定に要する経費

（具体例）

- 先進団体視察に要する経費
- 専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費（ただし、【2】公営企業の経営支援に係る経費を除く。）
- 「投資・財政計画」の策定に要する経費
  - ・「投資試算」「財政試算」のシミュレーション
  - ・収支ギャップ解消策の検討・効果額の試算 等
- 水道広域化の調査・検討（事業統合、施設の統廃合、システム統合の検討等）に要する経費
- 住民への普及・啓発活動等に要する経費
- その他事務雑費（印刷費、消耗品費等） 等

※経営戦略の改定に要する費用についても一定の要件を満たすものは対象に含める。

#### 3. 対象期間

平成 28 年度～平成 30 年度（「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」）

#### 4. 地方交付税措置の内容

- 対象経費の 1 / 2 について一般会計から繰り出すこととする。  
（対象経費の上限額 1,000 万円（事業費ベース・複数年度通算））
- 一般会計繰出額の 1 / 2 について特別交付税措置を講じる。
- 水道広域化の調査・検討に要する経費については、対象経費の上限額を上乗せ（+1,500万円、合計2,500万円）し、重点的に支援。

#### 5. 地方財政計画計上額

11 億円（【2】公営企業の経営支援に要する経費を含む）

## 【2】公営企業の経営支援に係る地方交付税措置

### 1. 背景

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある中で、将来にわたって 公営企業を持続的・安定的に提供していくため、地方公共団体において「抜本的な改革の検討」、「公営企業会計の適用」及び「経営戦略の策定」について取り組む必要があり、取り組むにあたって、地方公共団体には、専門的知識・ノウハウが求められている。
- 一方、地方公共団体では、大量退職等による事業経営に精通した現役職員の減少（特に、小規模団体（一般市・町村）においては担当職員数が少数）等により、専門的知識・ノウハウを有する人材が不足しているところである。
- これらを踏まえ、公営企業の経営基盤の強化等に取り組むに当たり、専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、地方交付税措置を講ずることとする。

### 2. 施策の概要

- 地方公共団体から公営企業の経営に精通した人材の推薦を受け、総務省においてリスト化し、ホームページにおいて公表。地方公共団体は、リストの中から適当な人材を選び、外部有識者として経営健全化に活用する。
- 地方公共団体が活用した人材の経営支援活動に要する経費（謝金・旅費等）について、地方交付税措置を講じる。

### 3. 対象事業

地方公営企業法当然適用8事業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）、簡易水道事業及び下水道事業

### 4. 対象経費

- 謝金、旅費
- 資料収集等費＊  
＊ 支援を行う自治体に関する事前調査や助言に必要な調査等に係る費用。
- その他（会場借上費、印刷費 等）

### 5. 地方交付税措置の内容

- 対象経費の1/2について一般会計から繰り出すこととする。
- 一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置を講じる。

## 簡易水道事業の統合推進について（激変緩和措置）

- 簡易水道の統合を推進するため、高料金対策及び簡易水道の建設改良に係る地方財政措置について、平成28年度から統合後の激変緩和措置を講じる。

### 1 高料金対策に係る地方財政措置

統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置を講じる。

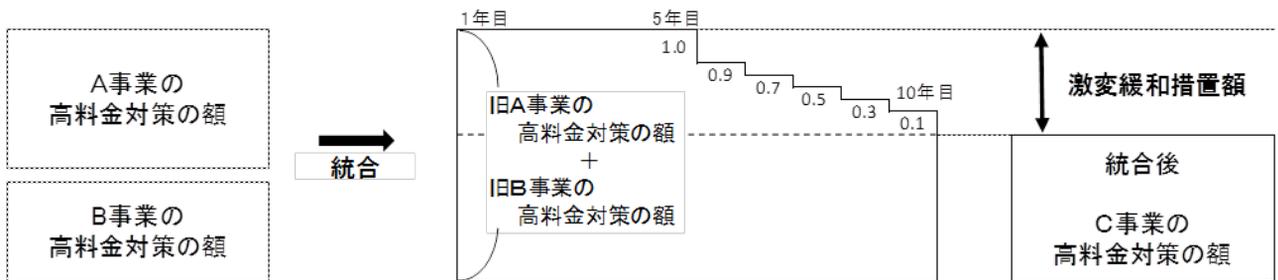
#### 【対象】

平成27年度以降に簡易水道を統合した団体

#### 【措置内容】

激変緩和措置として、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業（簡水又は上水）がなお統合前の区域をもって存続したとして算定した高料金対策の合計額を下回る場合は、その差額に対し、統合後の翌年度から10年間、地方交付税措置を講じる（差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減）。

#### 【イメージ】



※毎年度把握する資本費等により算定

【一定率】	1～5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

### 2 簡易水道の建設改良に係る地方財政措置

統合前の簡易水道の建設改良に係る地方財政措置（給水人口による交付税措置）について、激変緩和措置を講じる。

#### 【対象】

平成27年度以降に簡易水道を統合した団体

#### 【措置内容】

激変緩和措置として、統合の翌年度から10年間、統合前の簡易水道区域における給水人口をもって地方交付税措置を講じる（毎年度把握する給水人口による措置額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減）。

※平成19年度から平成26年度までに統合した団体についても、統合後の経過期間に応じた措置を講じる。

【一定率】	1～5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
7	1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

## 下水道事業（法非適用事業）における 資本費平準化債発行可能額の算定方法の見直しについて

- 減価償却費の正確な把握が困難である下水道事業（法非適用事業）における資本費平準化債発行可能額の算定方法を、より精緻なものに見直す。
- 決算統計から算出可能な算定方法とするとともに、所要の経過措置を講じることとする。

（参考）

「資本費平準化債の取扱いについて、減価償却費の正確な把握が困難である地方公営企業法非適用事業における発行可能額の適切な算定方法等を検討することとしている。」（「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付自治財政局長通知））

### 1. 新たな算定方法

元金償還金－減価償却費相当額(※)

(※)減価償却費相当額 =  $A/49 + B/24 + C/25 + D/35 + E/35$

A ...	下水道事業債発行総額のうち、	管渠費相当分
B ...	//	ポンプ場費相当分
C ...	//	処理場費相当分
D ...	//	流域下水道建設負担金相当分
E ...	//	その他の費用相当分

（A～Eについては地方公営企業決算状況調査の数値等から算出。算定方法の詳細については地方債同意等基準等で別途通知予定）

### 2. その他

所要の経過措置を講じることとする。

## 公立病院改革の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」に基づき新公立病院改革プランを策定し、医療提供体制の改革と連携して更なる経営効率化や再編・ネットワーク化等を推進。
- 新改革プランに基づく取組が着実に実施されるよう、プラン策定経費や再編・ネットワーク化等に対して財政措置を講じるほか、特別交付税措置を見直し。

### 1 新公立病院改革プランの策定

#### (1) 策定時期・プランの期間

- 地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、平成27年度又は平成28年度中に策定
- プランの期間は、策定年度から平成32年度までを標準とする

#### (2) プランに盛り込むべき事項

- 地域医療構想を踏まえた公立病院が果たすべき役割、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割等を明確化
- 数値目標を定めた「経営の効率化」、経営主体の統合や病院機能の再編を視野に入れた「再編・ネットワーク化」、地方独立法人化等の「経営形態の見直し」を推進

#### (3) 都道府県の役割・責任の強化

- 医療提供体制の確保に責任を有する立場から、再編・ネットワーク化への積極的な参画、公立病院の新設・建替等に当たってのチェック機能の強化等が求められる

### 2 地方財政措置の見直し

#### (1) 新改革プランの策定経費に対する財政措置（～平成28年度）

- 新改革プランの策定に要する経費（市町村分）を平成28年度まで特別交付税措置

#### (2) 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化（平成27年度～）

- 再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備について、病院事業債（特別分）を充当し、その元利償還金の40%について地方交付税措置

通常の整備	.....	25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備	.....	40%地方交付税措置

#### (3) 特別交付税措置の重点化（平成28年度～）

不採算地区病院、結核、精神、感染症、周産期、小児、リハビリテーション専門病院、救命救急センター、小児救急医療提供病院

- 病床数等に単価を乗じて算定する方式から、これと一般会計等からの繰出額に措置率（8割）を乗じたものとを比較する方式とする

- 都道府県の役割・責任の強化の観点から、精神・結核・感染症医療に係る措置について、法令上これらの医療の確保主体である都道府県に一元化

※指定医療機関の指定等を受けてこれらの医療を提供している一部事務組合立等の病院については設置市町村に措置

- 市町村分について、県分・指定都市分と同様に、財政力に応じた算定を導入

#### (4) 公的病院等への助成に対する特別交付税措置（平成28年度～）

- 公立病院に準じて措置を継続